

・平成17年度

大学名	事案概要	文部科学省等の対応
鹿児島大学	平成16年度に交付された科学研究費補助金において、自己治療のために劇薬イソゾール及び向精神薬ドルミカム等を自ら購入、使用していた。	○補助金の返還命令 平成18年 3月23日(本省) 20万円 ○応募資格の停止 5年 1人
一橋大学	平成14年度及び平成16年度に交付された科学研究費補助金において、①そもそも必要のない出張を行っていた、②用務地で用務を行わず、単に気分転換していたにもかかわらず用務を行ったとして旅費を虚偽請求し、受領していた、③旅行命令の旅費期間よりも1日早く用務が完了したにもかかわらず用務地に留まり、旅費期間の短縮を行うことなく虚偽の旅費精算を行い、概算払いにより受給した旅費の返還を行わなかった、という事実があった。	○補助金の返還命令 平成18年 3月22日(本省) 1万円 平成18年 3月22日(学振) 34万円 (返還命令総額 35万円) ○応募資格の停止 5年 1人
国立循環器病センター (研究所)	平成11年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を研究協力業務に対する正規謝金に上乗せして研究協力者に支払っていた。また、研究のための消耗品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成18年 3月20日(本省) 57万円 平成18年 3月16日(学振) 472万円 (返還命令総額 529万円) ○応募資格の停止 5年 1人
東京工業大学	平成14年度～平成16年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させていた。また、業者に指示して消耗品を購入したとの虚偽の請求書等を作成させ、当該請求書等により大学から支払われた代金を設備備品の調達や実験装置の修理費用に充てていた。	○補助金の返還命令 平成18年 3月20日(本省) 682万円 ○応募資格の停止 4年 1人
産業医科大学	平成16年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させ、一部を翌年度の実験動物の輸送費用に充てていた。	○補助金の返還命令 平成18年1月16日(学振) 185万円 ○応募資格の停止 4年 1人
熊本大学	平成12年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を出勤表に記載せずに実施した研究協力業務に対する謝金に充てていた。	○補助金の返還命令 平成18年1月5日(本省) 53万円 平成18年1月5日(学振) 20万円 (返還命令総額 73万円) ○応募資格の停止 4年 1人
長崎大学	平成15年度～平成16年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を、研究室の運営経費に充てるためプールしていた。	○補助金の返還命令 平成17年12月19日(学振) 29万円 ○応募資格の停止 4年 1人
名城大学	平成16年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させていた。また、外国旅費を水増し請求し、差額を不正に受領し、これを、同行した夫人の旅費の一部に充てていた。	○補助金の返還命令 平成17年12月13日(学振) 441万円 ○応募資格の停止 5年 1人
慶應義塾大学	平成12年度～平成16年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金	【慶應義塾大学分】 ○補助金の返還命令 平成17年11月30日(本省)

	として管理させ、動物飼育施設の工事費用に充てていた。	3, 963万円 平成17年11月30日(学振) 602万円 (返還命令総額4, 565万円) ○応募資格の停止 4年 1人 【東京大学分】(※1) ○補助金の返還命令 平成17年12月20日(学振) 27万円 【東北大学分】(※1) ○補助金の返還命令 平成18年1月6日(学振) 19万円 【千葉大学分】(※1) ○補助金の返還命令 平成18年3月3日(本省) 412万円
大阪工業大学	平成13年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行っていた。	○補助金の返還命令 平成17年11月16日(本省) 46万円 平成17年11月16日(学振) 6万円 (返還命令総額 52万円) ○応募資格の停止 4年 1人
東京農工大学	平成14年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を異動先の教育等研究経費に充てるため業者に預け金として管理させていた他、かつての研究協力者への謝礼に充てていた。	○補助金の返還命令 平成17年7月25日(学振) 504万円 ○応募資格の停止 5年 1人

※1 科学研究費補助金においては、研究分担者が不正を行った場合、当該研究課題の研究代表者が所属する研究機関から返還を受けるため、不正を行った研究者の所属機関と一致しない場合がある。

注 科学研究費補助金においては、平成16年度以降、不正使用防止策として、不正使用のあった研究課題の共同研究者(研究代表者又は研究分担者)に対して、不正に関与していない場合であっても、科学研究費補助金の新規研究課題の応募を1年間停止する措置を適用している。平成19年度は23人、平成18年度は32人、平成17年度は34人に適用した。